

新ストップ!過労死 2021年7月17日発行 全国ニュース 第10号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL:06-6364-3300 FAX:06-6364-3366

◆HP:<https://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭言】コロナ禍のもとで健康な職場を作るために

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事

過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博

2021年5月17日に、WHO(世界保健機関)・ILO(国際労働機関)が共同で、長時間労働による健康リスク・死亡に関する調査結果を発表しました。過労性労災について、このような大々的な発表をWHO・ILOが行うのは歴史的なことです。その内容によれば、2016年に長時間労働によって74万5000人が死亡(脳・心臓疾患)したとされています。また、今回の発表では、新型コロナウイルスのパンデミックによって多くの人々の働き方が変わり、労働時間の増加の傾向がある、さらに、テレワークによる労働と家庭生活の境界が曖昧になっている等の指摘もされています。

このような情勢の中で、今年6月19日に過労死弁護団全国連

絡会議が中心となって「コロナ労災・過労死・ハラスメント110番」全国一斉電話相談が全国34都道府県において実施され、127件の相談が寄せられました。

・保健所職員として、コロナ感染者の対応に追われ、午後9時頃まで残業をしている。体調を崩して数か月間休職し、復職した。異動の希望を出したが、対応してもらえないので、辞職も考えている(公務員)。

・保健師としてコロナワクチン接種担当。7月末まで休みが一日もない。8時半に出勤して帰宅は遅いと9~10時。残業は120時間を超えている。体重も減少し家族に心配されている。体がつらいので有休をとろうとしてもなかなか取らせてくれない(公務員)。

・障害者向け福祉施設のサービス管理責任者。理事長に「いらんことするな、だまれ」とみんなの前で怒鳴られた。毎日9時から夜12時くらいまで働き持ち帰り残業もある。睡眠時間3時間しか取れていない。

・月100時間以上の残業が続いており、休日出勤も多い。勤務状況の改善を求めて、上司にも相談したが、上司自



身も多忙であるとの理由で、適切な対応をしてもらえない（国家公務員）。

- ・テレワークになって、注文や問い合わせが集中し、コールセンターのようになって仕事が溜まってしまふ。時間外労働に対しても賃金が支払われない。外線番号が携帯に転送されてくる。派遣社員で弱い立場なので、会社に申し出て在宅勤務には残業は認めないといわれる。
- ・コロナ禍で、オンライン授業の準備業務が増加し、長時間労働になった。健康診断で高血圧を指摘されており、胸痛もあるので、健康悪化を心配している（教員）。
- ・医療事務。息子が深夜12時まで残業している。土日も休めない。上司らは「自分2時3時まで働くのが当たり前だった。お前を見ているとイライラする」と言われた（医療）。
- ・長時間労働で心療内科に通院。現場監督として平日は職場に寝泊まり。残業時間は自分でつけているのが80~100時間だが会社には60時間以下で申告している（建設）。
- ・息子がかなりの長時間労働のため虚血心疾患で死亡。会社はタイムカードを午後7時に押すように言っていた（機械）。
- ・マネージャー職として勤務。長時間労働などが原因でうつ病になり、労災認定された。現在は休職中であり、会社からは残業代も支払われていないので、補償を求めたい（サービス業）。
- ・契約社員。朝8時夜12時の勤務で、残業が月80時間以上。残業代も未払い。（飲食）。
- ・社長からの嫌がらせを理由に夫が遺書を残して死亡した。労災が認められず、審査請求中。
- ・IT関連企業の長時間労働。帰宅は早くも9~10時、遅いと0時を過ぎていた。遺書を残して自殺。
- ・社長から交際を求められ、断ると業務命令違反と言われるセクハラを受けている（事務）。

6月19日の一斉相談が終了した後、6月下旬に厚労省は令和2年度の過労性疾患の労災認定状況を公表した。それによれば、脳・心臓疾患の新規申請数が784件、精神疾患の新規申請数が2051件で、前年度に比べ脳・心臓疾患が減少し、精神疾患はほぼ横ばいである。また、同年度の脳・心臓疾患の労災認定件数は194件（認定率は29.2%）、精神疾患の労災認定件数は608件（認定率31.9%）となっている。これらの統計から、①コロナ禍にあっても引き続き業務上の疾患が多数発生していること、②脳・心臓疾患の労災認定数・認定率が引き続き低下傾向にあること、③精神疾患の認定理由としてハラスメントの比重が高いことが示されている。②については、労災行政による不当な過少認定であり、認定基準の改正・適正運用により、正当な業務上決定を得るためのとりくみが強く求められている。そして、コロナ問題が職場の状況を悪化させている現状を直視し、過重労働やハラスメントをなくし、健康な職場をつくるために今後とも取り組みを進めていかなければなりません。

<目次>

- ・ 過労死等防止対策の推進について・・・4
厚生労働省労働基準局総務課長 石垣 健彦
- ・ 過労死等の防止対策大綱の再改訂をめぐる・・・5
過労死防止学会 代表幹事 黒田 兼一
- ・ 過労死遺児交流会のご報告・・・6
遺児交流会世話人 渡辺 しのぶ
- ・ 全国過労死を考える家族の会の活動報告・・・7
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子
- ・ 宮城過労死等を考える家族の会の活動のようす・・・7
宮城過労死等を考える家族の会 事務局長 芳賀 直

- 大阪過労死を考える家族の会の活動について・・・8
大阪過労死を考える家族の会 西岡 佳恵
- 過労死弁護士2020年活動報告・・・8
過労死弁護士全国連絡会議 事務局長・弁護士 玉木 一成
- 脳・心臓疾患の労災認定基準の改定について・・・10
弁護士 平本 紋子
- 過労死防止学会からの報告ー過労死根絶に向けて、現状と課題ー・・・11
過労死防止学会 代表幹事 黒田 兼一

◆特集1 2020年度各地の過労死防止啓発シンポジウム

- 【①中央】過労死防止啓発シンポジウム東京中央会場（11月11日）の報告・・・12
弁護士 玉木 一成
- 【②宮城】過労死等防止対策推進シンポジウムの報告・・・13
宮城過労死等を考える家族の会 事務局長 芳賀 直
- 【③東京】東京・立川会場の過労死防止シンポジウム・・・13
弁護士 尾林 芳匡
- 【④三重】初の津以南（松阪）でのシンポ開催・・・14
弁護士 小貫 陽介
- 【⑤京都】2020年過労死防止シンポジウム職場のハラスメント対策が大きな課題～増え続ける労災被災者・・・16
働くもののいのちと健康を守る京都センター 事務局長 新谷 一男
- 【⑥佐賀】過労死を幅広い世代で考えてみたー佐賀会場からの報告ー・・・17
はたらくもののいのちと健康を守るネットワークさが 事務局 松永 敦彦
- 【⑦熊本】熊本シンポのご報告・・・17
過労死防止熊本県センター準備会構成員・弁護士 菅 一雄

◆特集2 2020年度各地の過労死防止啓発授業

- 【北海道】過労死防止啓発授業を担当して・・・19
弁護士 島田 度
- 【東京・山梨】啓発授業のご報告・・・20
NPO法人ディーセント・ワークへの扉 飯塚 盛康
- 【東京】過労死防止啓発事業 講師経験感想文・・・21
東京過労死を考える家族の会 木谷 晋輔
- 【福岡1】啓発授業は着実に過労死防止に繋がっているという実感・・・21
弁護士 八木 大和
- 【福岡2】過労死防止啓発授業の講師を経験して・・・22
福岡過労死を考える家族の会 代表 安徳 晴美

過労死等防止対策の

推進について

石垣 健彦

厚生労働省労働基準局総務課長
(過労死等防止対策推進室長)

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、限度を超えて働くことで命が失われたり、心身の健康を損なうこと、御家族が悲痛な思いに暮れるような事態を二度と繰り返さないために、過労死された方の御遺族や、御遺族等を支援する方々の強い思いを受けて、平成26年に「過労死防止対策推進法」が成立し、その施行から約6年半経過しました。この間、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)に基づき対策を進めている中でも、働き過ぎによる過労死等の痛



石垣室長

ましい事態が後を絶たない状況にあります。

私ども、厚生労働省としては、より対策を進める必要があると考え、推進法等に基づき、過労死等を取り巻く状況を踏まえて、大綱の見直しを進めております。

この見直しの過程では、過労死等防止対策推進協議会において、令和2年11月から4回にわたり、大綱の見直しについて御議論をいただきました。協議会には、過労死等防止対策推進全国センターの方々にも御参画いただいております。審議の過程では、多数の貴重な御意見を賜りましたことに、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。ここでは、7月下旬にも閣議決定を目標としている新しい大綱の見直しのポイントについて御紹介いたします。まず、「課題と対策の方向性」についてです。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人手不足の状態となつた医療現場や一部の職場で過重労働が明らかとなるなど、新型コロナウイルス感染症への対応や、働き方の変化による過労死等の発生防止が必要であること。

2つ目は、新しい働き方であるテレワーク、副業・兼業、フリーランスに

ついて、過重労働防止の観点からガイドラインの周知等を行うこと。

3つ目は、長時間労働の削減等の過労死等防止対策について更なる推進を図るとともに、国家公務員・地方公務員の過労死等防止対策に関しても同様に取り組むこと。

次に、「対策の主な取組」についてです。1つ目は、各種対策が進んでいない中小規模の企業等に対する支援を行うこと。

2つ目は、調査研究の対象として、重点業種等に加え、社会情勢の変化に応じた対象を追加すること。また、テレワーク等のオンライン活用等に伴う影響等についても分析すること。

3つ目は、調査研究等の成果を活用し、事業場における過労死等の防止に資するチェックリスト等の開発等を行うこと。

4つ目は、民間企業間の取引のほか、行政機関と民間企業との間の取引についても、商慣行改善に向けた取組について周知等を行うこと。

5つ目は、御遺族・遺児の関係ですが、「過労死遺児交流会」を引き続き開催するとともに、遺児の健全な成長をサポートするための相談対応を行うこと。

最後に、「数値目標」についてです。数値目標については、協議会での御議論等を踏まえて、所要の見直しを行うとともに、公務員についても目標の趣旨を踏まえて取り組むこと。

以上が大綱の見直しのポイントです。政府としては、この大綱に基づき、引き続き実効ある対策を推進し、過労死ゼロの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、過労死等防止対策推進法に基づく民間団体の活動に対する支援に係る委託事業の取組状況について御紹介いたします。

過労死等防止対策推進全国センターの皆様にも多大な御協力をいただき、11月の過労死等防止啓発月間を中心に、昨年も全ての都道府県、48か所において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催することができました。新型コロナウイルス感染症の影響で開催が危ぶまれた会場もありましたが、無事に全ての会場で開催できたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。引き続き、皆様の御協力をいただきながら、さらに多くの方々に過労死等の防止に関する理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」についても、新型コロナ

ナウイルス感染症の影響を少なからず受けたものの、過労死弁護士全国連絡会議や全国過労死を考える家族の会等の皆様に講師として御協力をいただき、昨年度は161回開催し、14,708名が受講いたしました。なお、今年度は180回の開催を目標としています。

厚生労働省の委託事業として5回目となる昨年度の「過労死遺児交流会」については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンラインでの開催となりました。今年度も、8月の開催を12月に延期したところですが、皆様が安心して参加できるよう、全国過労死を考える家族の会の皆様の御協力をいただきながら、冬期開催に向けて準備を進めてまいります。

これら委託事業について、引き続き皆様の御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念申し上げます。今後も皆様との連携を密にしながら、働き過ぎによって心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げます。私の挨拶といたします。

過労死等の防止対策大綱の再改訂をめぐって

ぐって

黒田 兼一

過労死防止学会代表幹事

過労死等防止対策推進法(2014年6月20日成立、11月1日施行)には、その第7条で「政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならない」と規定し、しかも大綱作成のときは「過労死等防止対策推進協議会の意見を聴くものとする」としています。その協議会の委員には、遺族や弁護士、研究者、労働組合、経営者団体を入れることが定められています(同法13条)。現在、全国センター側からは、家族の委員(工藤祥子、高橋幸美、寺西笑子、渡辺しのぶ)、弁護士委員(川人博、岩城穂)、過労死防止学会からの委員(黒田)の7人が入っています。大綱はおよそ3年を目途に見直しすることになっており、今回は二度目の見直しとなります。

私たち7人の委員は、本年1月下旬にそれぞれの要望書を提出し、その

後、それぞれの要望内容を付き合わせて1つにまとめ、7人連名で意見書を提出しました(2021年3月1日)。3月24日に開催された協議会ではこれらの意見が多少とも反映された第1次改定案が出され、私たちはさらにこの第1次案について検討して、追加意見書を提出しました(4月15日)。私たちが要望した事項のすべてが取り入れられた訳ではありませんが、5月25日開催の協議会で最終原案を確認しました。

私たちが重視した改定の主要なポイントは、

①前回の大綱制定以降の新しく法制化された「働き方改革関連法」や「ハラメント防止法」などを新大綱に反映させること

②長時間過密労働の抑制のために、特別条項付き36協定のあり方を検討し、勤務間インターバルをさらに普及させること

③新型コロナウイルス感染拡大に伴う長時間労働(医療・介護現場、在宅勤務・テレワーク)を規制し、新たな困難(芸術・芸能従事者、フリーランス、ダブルワーク等)への取り組みを強化すること

④国家公務員や地方公務員の長時間過重労働の抑制を新大綱に明記させること

と

⑤企業の経営幹部の過労死防止への取組を抜本的に強化し、また労働組合の取組も強化すること
⑥WHO・ILOの過労死調査を大綱の前文に反映させること

最終的には、これらについて実現できたもの、できなかったものももちろんありますが、パブリック・コメントも終了し(7月10日)、間もなく閣議にかけられ閣議決定されることと思えます。

最終案は過労死防止等対策推進協議会のHPから見られます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000061675_224293.html

過労死遺児交流会の

「報告

渡辺 しるぶ

遺児交流会世話人

過労死で親を亡くした子ども達を対象に、毎年、過労死遺児交流会が行われています。遺児たちが全国各地から集まり、子ども向けの企画で楽しい時間を過ごす、子どもを主体とした集まりです。

過労死遺児たちは、想像もしていなかった理由で親を失い、その結果、家族の様相も経済的な面もすべてが変わってしまいます。父親・母親との死別は成長過程の子どもの心に大きな影響を与えます。その上、過労死がおけると労災手続や裁判など、今まで全く関係のなかったことに取り組みなければならなくなる家庭が多く、それまでの子どもを中心とした生活が一変します。残された親は、死別後の様々な手続きに奔走しなければならぬ上に、労災関係の相談に行ったり、書類を作ったり、関係機関に手続きに向いたりしなければならず、家事や育児は二の次にならざるを得ません。死別の悲しみ・苦しみと、一人で子どもを養っていかねばならない重圧で、

子どもを道連れに死を考えた母親もいます。子ども達は悲しさや寂しさ、不安を抱えながら、それまでとは違ってしまった家庭の中で、大変な様子の親の負担にならないようにと多くの事を我慢しながら、じつと息をひそめるようにして暮らしています。残された親は、取り組まなければならないことが多すぎて、子どもの心理的なケアまで手がまわらないのが現状です。その結果、学校で問題行動をおこしたり、環境に適応できなかつたり、親に対して反抗したり、という行動をとる子ども達も少なくありません。さらに職業選択に向き合う時期や、就労年齢が近づくと、過労死した親と同じになるのではないかと、不安が強まり社会に出られなくなる子どももいます。過労死遺児たちは、他の死別遺児とは違った苦しみも抱えています。

そこで、この遺児交流会では、子どもを中心とした企画で楽しい時間を過ごし、「あなたはかけがえのない存在である」ことを伝えていきます。子どもが「自分は大切にされている」と感じ、安心してリラックスした時間を過ごすことで、心の傷が回復するような取り組みをしています。また、同じような遺児たちと出会うことで少しでも孤独感を和らげて欲しいと考えていま

す。子どもの心や生活の安定は、親の精神状態の安定が大きく影響しているので、親に対しても、相談体制を整えたり、同じ立場の者同士で思いを分かち合えるようにして、日ごろ一人で抱えている思いを表出できる場を設けています。

このようにして毎年行っている全国過労死遺児交流会ですが、昨年度はコロナの感染者数に一喜一憂しながら、準備を進めておりました。この会を心待ちにしている参加者も多く、遺児やご家族のために大切な会だからなんとか開催したい、と関係者の努力でコロナ禍の中での参加者募集となりました。

しかし、その後感染者数が増加し、緊急事態宣言が出る中で、楽しみにしていた子どもたちには本当に申し訳なかったのですが、中止の判断をせざるを得ませんでした。昨年度は学校がいきなり休校になり、再開の目途もはっきりしないまま、卒業式や入学式を体験した子ども達もいます。子ども達にとっても、コロナ禍の影響は大きく、「学校に行けない」「友達と遊べない」「宿題が山のようにでて楽しくない」「入学式があっただけであとは学校に行けないので、友達が出来ない」「学校になじめない」等普段と違う生活状

況のようでした。

コロナ禍は子どもたちの生活にも、心身にも影響を及ぼしています。コロナに感染して亡くなった人が報道されることで、不安を強く感じている子どももいます。過労死で突然親を失った子どもは、残された親も死ぬのではないかと、という恐怖を常に感じていますが、家族の過労死を体験した子どもたちは、守られて安心していた暮らしが、一瞬で崩れて変わってしまった暮らしをしています。このような死別体験をする、「この世界は安全ではない」と感じるようになります。不安を心の中に抱えている子ども達は、今回のコロナ禍のような、子どもには理解の難しい事態に遭遇した時、普通の子ども以上に心配になったり、怖くなったり、強い不安を感じたりすることがあります。また、そんな子ども達の様子を見て、親も心配しています。こんな不安な時期だからこそ、お互いに顔を合わせて、笑顔で話ができる交流会の必要性を強く感じます。今年度は、感染が落ち着き、再び笑顔で交流会ができる日が来ることを願って、準備を進めています。

全国過労死を考える 家族の会の活動報告

寺西 笑子

全国過労死を考える家族の会

代表世話人

全国過労死を考える家族の会は、全国過労死弁護団と共に毎年11月、厚生労働省へ会員遺家族の早期認定による救済と過労死等防止対策を求め要請しています。

この10年間、「脳・心臓疾患等」の労災申請者数は高止まり、「精神疾患等」の申請者数は増え続け年々過去最多を記録する右肩上がりに対し、認定率は右肩下がりという現状に長く厳しい闘いを余儀なくされている仲間が増えていることから、20年前に策定された認定基準ではなく、働き方の実態に沿った労災認定基準の見直しを求めてきました。全国過労死弁護団は長年にわたる多くの判例を基にした認定基準の改定意見書など提出され、その後も補充意見書、緊急改善意見書など繰り返し提出しました。やっと昨年6月、

第1回「脳・心臓疾患労災認定基準の専門家検討会」が開催され、今年7月7日第13回検討会において報告書が提出されましたが、対象疾病と負荷要因

についてやや追加されたものの過労死ライン80時間が維持され65時間にならず20年ぶりの改定案は残念に思いますが。今後は、負荷要因を適正な評価で運用され、少しでも被災者救済の道が拓かれることを願っています。

また、本年は2回目過労死防止法・大綱が見直されました。過労死防止全国センター会員の協議会委員は、それぞれの立場から積極的意見を述べ、法律の建てつけや大綱の基本的な枠組みを維持しながらさらに発展させるための追加項目や文言の修正を求め、私たちが側の7人委員は3月1日「改定のあたる意見書」提出し、4月15日は「追加意見書」を提出しました。

おりしも、協議会日程が最終日近くになった5月17日、WHO（世界保健機関）とILO（国際労働機関）は、週55時間以上働く人は、週40時間働く人に比べ脳卒中等のリスクは、1.35倍に高まるとの調査結果を初めて発表しました。さらに、テドロス事務局長は、新型コロナウイルス感染拡大で在宅勤務が定着し、自宅と職場の境界線が曖昧になっているうえ、多くの業界で人員が減らされ、長時間労働が余儀なくされていると懸念し、「脳卒中と心臓病のリスクを負う価値のある仕事など、どこにもない」と言

及されました。この発表を受け、5月19日川人先生、玉木先生、平本先生、寺西は、記者会見しました。週55時間超えの危険な働き方とは、まさに、「月65時間」のことです。「命より大切な仕事はない」との私たちの訴えと同じ認識です。

テドロス事務局長は日本を含む各国の政府や企業に長時間労働を避けるための対策を求めています。日本はWHOの加盟国として、権威ある国際機関からの発表を真摯に受け止め、過労死防止・健康被害に関する改善対策を講じていただきたいです。5月25日協議会の最終日、川人先生と共に上記の趣旨を盛り込んで頂くよう要望し、一部反映されました。

全国過労死を考える家族の会は今年11月結成30年を迎えます。長きにわたり被災者救済と過労死防止を目的に活動してきました。この機会に増え続けている過労死等に歯止めをかけ、さらに減少方向へ向かう区切りの年にしていけるよう、これからも諦めない気持ちで活動に励んでいきます。

宮城過労死等を考える 家族の会の活動の ようす

芳賀 直

宮城過労死等を考える家族の会

事務局長

宮城過労死等を考える家族の会は、前身の「東北希望の会」から、過労死、過労自死に関わる家族を中心に組織されました。設立は、2019年4月20日にされました。会員は、宮城県を中心に近隣の福島県、岩手県、山形県の方も加入しています。

設立後の活動は、会員同士の家族を含めた交流を大事にした活動を継続しています。2019年は、設立後に新しく加入した会員も多く、年3回の定例会と家族も一緒交流会を開催しました。しかし、2020年は、総会を開催しただけで、新型コロナウイルスの感染状況が東北にも拡大して来て、県境を越えた人の流れを自粛する要請が出されて対面で実施することを控えています。

会員同士の近況の交流や、悩み事の相談などは、メールやLINEなどつながりを維持しながら細々と活動

を続けています。しかし、早く直接会って交流を深めらる日が来ることが待ち遠しいです。

それ以外に次のような活動を継続しています。①「過労死110番」への参加 ②「過労死等防止対策推進シンポジウム」(宮城会場、福島会場)の企画の協力、参加

また、設立後2年の間に、家族が過労死や過労自死に遭い、相談に来られた方が4件(宮城3件、山形1件)ありました。遺族や関係する労組、弁護士と一緒に調査を進めながら、労災や公務災害の申請に向けて準備を進めています。対面でやるのが制限されて困難を抱えながら取り組んでいます。自死の件については、パワハラが疑われる事案なので、慎重な取り組みが必要になっています。公務災害に関する。パワハラについては、職場の労組と一緒に、弁護士等を入れた真相追究のための「第三者委員会」についての真相追究の調査を要請しています。その結果を待つて、公務災害申請に取り組む予定です。

大阪過労死を考える

家族の会の活動について

西岡 佳恵

大阪過労死を考える家族の会
1990年12月に大阪過労死を考える家族の会が結成され、今年で31年目を迎えました。

私は10年前に当会へ入会しています。10年前というと過労死を生み出さない法律を作ろうと弁護士、有識者の先生方と共に家族の会も力を合わせて法律制定に向け『100万人署名活動』に取り組んでいる頃でした。私も微力ながら協力をさせて頂きました。私が、弁護士の先生方が街頭で声を上げながら懸命に署名活動をされているお姿には、とても胸を打たれました。約2年を掛けて55万筆の署名が集まり、2014年6月に過労死等防止対策推進法が制定されました。

その後、過労死防止大阪センターが設立され、大阪家族の会も過労死予防啓発に取り組んでいます。啓発シンポジウムや学校での啓発授業において過労死遺族や被災された当事者がご自身の辛い体験を語り、過労死の悲惨さを

訴えています。

現在も様々な職種で若年層を含む幅広い年代で、働き方により病で倒れたり、過労死・過労自死が起きています。シンポジウムや啓発授業を通じて『過労死』が身の回りに起こり得る身近な問題として捉えていただき、働き方を原因とする死が起こらない誰もが健康に働き続けられる社会となることを願います。

当会の主な活動につきまして、ほぼ毎月のように定例会を行っています。昨年は、コロナウイルス感染の影響により思うような活動は出来ませんでした。オンラインシステム(Zoom)を利用してことで再び定期的に例会が行えるようになりました。

当会員は、他府県の方も多く、Zoomを利用することで遠方の方にもお気軽にご参加いただけるので、今後もオンラインを用いて和やかな交流が出来ればと考えています。そして、また以前のようにお互いに表情、仕草を見ながら直接対話ができる日が来ることを待ち望んでいます。

様々な活動の中でも特に遺族・本人の労災認定への協力や支援を重要視しています。全家族の会が行っている厚労省と基金本部要請行動への参加

は、認定を求める切実な思いを訴える貴重な機会となっております。また、訴訟においても証人尋問を控えている裁判も数件あり、裁判への継続支援の必要性も感じています。

会員の皆様それぞれが置かれている状況を受け止め、相手の方の気持ちに寄り添いながらサポートをさせていただきたいと思っています。

今後とも当会の活動にご支援賜りますようお願い申し上げます。

過労死 弁護士 団

2020年活動報告

玉木 一成

過労死弁護士全国連絡会議

事務局長・弁護士

1 過労死弁護士全国連絡会議(略称「過労死弁護士団」)は、1998年10月に結成して以来、過労死被害の救済と根絶に取り組む活動を、昨年の総会まで32年間継続してきました。2019年総会において、過労死弁護士団の構成員により一層活動を充実させていくために、弁護士各自が直接構成員となる会員制に移行しました。昨年総会までに39都道府県220名が会員となっ

ており、現在はさらに増加しています。

2020年9月総会、2021年4月拡大幹事会までに、注目すべき行政訴訟の勝訴判決を得ることかできました。過労死に対する労災補償の拡大を実現、労災認定基準改正への大きな力となっています。

2 脳・心臓疾患の労災認定基準改善の取組み

過労死の労災補償を抜本的に改善するためには、労災認定基準を改定させることが必要不可欠です。

過労死弁護団は、2018年5月に厚生労働大臣あてに、脳・心臓疾患の労災認定基準改定意見書、心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改定を求める意見書を提出しました。協力団体である全国過労死を考える家族の会と協働し、超党派の過労死等防止を考える議員連盟に労災認定基準の改正への理解を得る活動をしました。過労死等防止対策推進協議会にも弁護団意見書を提出しました。

2019年12月16日から「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」が行なわれ、2020年6月にパワーハラスメント防止対策が法制化されるに伴う労災認定基準の改正が実現しました。

2020年6月10日を第1回とし

て、脳・心臓疾患の労災認定基準に関する専門検討会が開催されるようになりました。専門検討会の第1回は複数職場の複数業務要因災害等が労災保険法改正により導入されたことによる認定基準の改定に関するものでした。しかし、同年7月21日の第2回からは、脳・心臓疾患の労災認定基準について、2001年12月の改定以来の見直しを諮るものとなりました。

専門検討会は2021年7月7日の第13回検討会まで、脳・心臓疾患の労災認定基準全般に見直しの検討が行なわれました。第13回検討会では、専門検討会報告書案がほぼ固まり、7月末から8月には、確定した報告書が厚生労働大臣に提出されることになりました。

この間、過労死弁護団の脳・心臓疾患労災認定基準改定プロジェクトチームは、各回の専門検討会で配布される資料を検討し、専門検討会を傍聴し、その議事録を検討するという活動を精力的に行ないました。特に、検討会事務局が纏める議事概要や問題点の整理は、認定基準の改正方向を示唆するものであり、重要な検討対象となりました。プロジェクトチームは、このような専門検討会の検討報告を分析して、この間2度にわたり、緊急意見書を提

出して、労災認定基準が少しでも改善されるように活動を行いました。

特に、脳・心臓疾患の労災認定基準のなかで最も重要な要件とされる労働時間について、現在、残業時間が直前1か月100時間、2か月から6か月以前は1か月当たり80時間としているのを1か月あたり65時間に引き下げるように強く求めました。その後、WHO（世界保健機関）とILO（国際労働機関）による、週55時間以上の長時間労働のため心臓病や脳卒中などで死亡した人は、2016年の1年間で世界全体では74万5000人になったという報告を踏まえて再度の要求を行いました。

専門検討会報告書案は、労働時間については、従前の100時間、80時間の基準を維持するという結論になりましたが、①それに満たない場合に労働時間以外の負荷要因を総合して業務上か否かの判断をすること、②負荷要因について従来は一般的な規定の仕方でしたが、具体的に詳細な規定を設けたり、検討の要素、視点を明確にすることや例示等を挙げるなどをしていきます。

厚生労働省の労災認定基準の改定が不十分であったとしても、改定された基準を積極的に活用して、労災認定件

数が顕著に減少している実態を改善して、労災認定点数の増加が実現するよう過労死弁護団で研究、研鑽を継続する計画です。

8月以後は、心理的負荷による精神障害の労災認定基準の見直しのための専門検討会の実施も予定されており、脳・心臓疾患プロジェクトチームの活動が本格的となります。また、厚生労働省が本年3月30日付けで発出した「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集の活用について」（基補発0330第1号）は、労働時間の認定が現在の労災補償実務において、もつとも重要な論点の一つであるので、脳・心臓疾患プロジェクトチーム、事務局会議、幹事会、総会の機会を通じて検討をすることにしています。

3 このように過労死弁護団が担わなければならない課題が山積みです。で、弁護団による調査研究、研鑽、運動はもちろん、家族の会、過労死防止センター、過労防止学会と一層の協力をして、過労死被害の救済と根絶の目標の実現に寄与していく決意です。

脳・心臓疾患の労災

認定基準の改定について

いて

平本 紋子

弁護士(東京)

脳・心臓疾患の労災認定基準は、2001年の改定以来、20年近くも見直しがなされておらず、近年の脳・心臓疾患の労災認定件数は明らかに減少傾向にあります。また、約20年の間に重要な裁判例も積み重なり、労災認定基準の改定の必要性が高まる一方で、厚生労働省では改定に向けた議論がなされていませんでした。

そこで、過労死弁護団全国連絡会議は、2017年秋に脳・心臓疾患認定基準改定プロジェクトチームを立ち上げ、脳・心臓疾患の労災認定基準の改定に向けた本格的な取り組みを続けて参りました。

まず、2018年5月に、厚生労働省に対し、脳・心臓疾患の認定基準の改定を求める意見書及び認定基準改定案を提出しました。また、超党派による「過労死等防止を考える議員連盟」へのロビー活動も行いました。多数の議員の方々が、認定基準改定の必要性

に理解を示してください。認定基準改定を後押しする国会質問の実現にも繋がりました。

このような活動の成果もあり、厚生労働省は、2018年度及び2019年度に、業務上疾病に関する医学的知見(2018年度は労働時間以外の負荷要因について、2019年度は基礎疾患、年齢など属性について)の収集に係る調査研究を委託事業として実施しました。また、プロジェクトチームとしては、2020年5月にも、厚生労働省に対し、労災認定基準の改定に関する補充意見書を提出しました。

そして、2020年6月、ついに「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」が設置されました。合計13回の専門検討会が開催され、1年以上にわたる議論が行われました。私は、プロジェクトチームリーダーとして、専門検討会を可能な限り傍聴し、プロジェクトチーム内でも専門検討会の議論状況に関する検討を継続した上で、2021年1月及び同年5月の二度にわたり、専門検討会の議論状況に対する緊急意見書を提出しました。最新の状況としては、2021年7月7日に、専門検討会報告書(案)が公表されたところであり、早ければ

8月中にも新しい認定基準が通知される可能性があります(注:執筆日2021年7月8日)。

2001年の改定以来、約20年を経て、脳・心臓疾患の認定基準が改定されることについては、過労死弁護団全国連絡会議の活動の成果であると共に、改定運動にお力添えくださった多くの皆様(過労死等防止を考える議員連盟の皆様、家族の会の皆様、専門検討会の傍聴に協力してください先生方ほか)には、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

2021年7月に公表された専門検討会報告書(案)の内容によれば、大変残念なことに、過労死ライン(月80時間)は変更されない見通しです。2021年5月に世界保健機関(WHO)と国際労働機関(ILO)が、週55時間以上の長時間労働(概ね月65時間超の時間外労働)で脳卒中や虚血性心疾患のリスクが高まるとの研究結果を発表していることからしても、我が国は国際的にみて遅れを取るものと言わざるを得ません。

他方で、認定基準に新しい負荷要因(休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、身体的負荷を伴う業務)が規定されること、心理的負荷を伴う業務の範囲が拡大すること、報告

書(案)が「労働時間が短くても、それ以外の要因による負荷が大きければ、労災となる場合がある」「過労死ラインに近い時間外労働が認められ、一定の負荷要因が認められる場合には労災と認定する」との方向性を示したこと等は、これまで「労働時間至上主義」ともいえる状況であった認定基準の枠組みを大きく見直すものであり、労災補償の拡大に繋がるものと考えています。

過労死弁護団全国連絡会議は、今回の認定基準改定を終着点とするのではなく、新しい認定基準が報告書(案)の趣旨に沿って適切に運用されるよう、労働基準監督署をはじめとする関係機関に働きかけを行っていきたく思います。また、引き続き、救済の途を広げる労災認定や判例を積み重ねる努力を続け、過労死等のない社会の実現を目指して参ります。

過労死防止学会から

の報告―過労死根絶に

向けて、現状と課題―

黒田 兼一

過労死防止学会代表幹事

2019年12月、それこそ「突如」に「新型コロナウイルス感染症」(COVID19)が出現し、瞬く間に世界中に飛び火しました。あれから2年近く経ちますが、未だに終息の見通しはまったく立っていません。

働くことと「命と健康」を大切にす
る私たちの学会は、昨年5月末に開催
を予定していた第6回全国大会を延期
せざるをえませんでした。結局、9月
に、計画を大幅に縮小し、また会場も
中京大学から名古屋駅前の民間会議室
に移して、オンライン併用という形で
開催しました。ただ、オンライン併用
は私たちとしては初めてのことで、い
くつかのトラブルもあり、報告する側
も、報告を聴く側も慣れななまでの
開催でした。何よりも十分な議論が交
わせなかつたのが残念でした。ただ、
それを補う意味を込めて、学会として
は初めての『過労死防止学会誌』を発
行しました。それは、従来まで発行し

ていた『報告要旨集』に廃止して、報
告いただいた皆さんに改めて論文とし
て執筆いただき、それを取り纏めて編
集したものです。学会としては、コロ
ナ禍での想定外の「成果」となりまし
た。

この『学会誌』を発行するにあたつ
て、ISSN(国際標準逐次刊行物番
号)を取得し、国立国会図書館に納本
しました。今後は、関心をもつ多くの
方々にも論文を投稿いただき、逐次刊
行物として充実させていきたいと思っ
ています。なお、非会員でこの『学会
誌』をご希望の方には頒価1,000
円(税込、送料別)でお届けします。
学会WEBページ(<http://www.jskr.net>)の「お問
い合わせフォーム」からお問い合わせ
下さい。

さて、今年の大会ですが、まだ新型
コロナ感染は終息しておりませんし、
その中でオンラインピック・パラリン
ピックが開催されようとしており、さ
らなる感染拡大が心配されるところで
す。このような事情を考慮して、本年
も9月にオンライン併用で開催するこ
とにしました。

今年は過労死防止法が制定されて7
年目となります。その法律に基づいて
策定される「過労死等の防止のための

対策に関する大綱」は3年ごとに見直
しをすることになっており、今年はその
れに当たる年です。こうした事情を踏
まえて、「過労死根絶に向けて、現状
と課題」をメインテーマにして、以下
のような内容で開催します。

①大会テーマ：過労死根絶に向けて、
現状と課題

――「防止大綱」再改訂とハラスメン
ト防止――

②日程：2021年9月11日(土)、
12日(日)

③場所：労働会館(名古屋) 名古屋市
熱田区沢下町9-3

④特別シンポジウム：「過労死防止法
制定7年、現状とこれからの課題」

高橋正也(過労死等防止調査研究セン
ター長)

「過労死等防止大綱の再改定をめぐつ
て」岩城 穰、寺西笑子、黒田兼一

⑤共通論題：「職場のハラスメント防
止法を巡る国際的動向と日本の課題」

大和田敢太(滋賀大学名誉教授)、
イム・サンヒョク(韓国・労働環境
健康研究所所長)

今野晴貴(POSSE代表) 予定

⑥分科会：自由論題：研究報告、事例
報告他

特別分科会：啓発授業の現状と課題
「コロナ禍での働き方、客室乗務員と

芸能従事者の場合」

会場は、昨年に引き続き名古屋で、
金山駅(JR、地下鉄、名鉄)近くの
労働会館をメインとし、オンラインで
も参加できるように準備しておりま
す。オンライン併用ですから、全国ど
こからでも「参加」できますので、ど
うか多くの方々に参加いただきたいと
願っております。

◆特集1 2020年度各地の過労死防止啓発シンポジウム

2019年度、2020年度も、全国48会場(47都道府県及び中央会場)にて、国主催のシンポジウムが行われました。参加者総数は、2019年度は5753人で前年度より106人の増でしたが、2020年度はコロナウイルスの感染拡大により規模を縮小して開催された会場が多かったことから、参加者総数は3702人で前年度より2051人の減となりました。本号では、2020年度のシンポジウムについて、①中央、②宮城、③東京立川、④三重、⑤京都、⑥佐賀、⑦熊本の8会場の報告を掲載します。

【①中央】過労死防

止啓発シンポジウム

東京中央会場(11月

11日)の報告

玉木 一成

弁護士(東京)

東京では、中央会場と立川会場の2箇所で開催されました。

中央会場シンポジウムは、例年どおりイイノホールで14時から開会し、最初に過労死防止を考える議員連盟代表の馳浩衆議院議員からの挨拶があり、出席した議員連盟の国会議員の紹介がありました。

次に、厚生労働省労働基準局総務課長から、「厚生労働省より現状の説明」として令和2年版「過労死等防止対策白書」の内容を紹介があり、過労死等防止対策の現状について報告がありました。

引き続き、過労死等防止推進全国センター代表幹事の川人博弁護士から、昨年シンポジウム報告以来集約した次のような具体的事例の報告がありました。①外資系クレード販売・営業職②メーカー・技術系管理職③建設業・現

場所長、④運送業・トラック運転手、⑤ビルメンテナンス・管理職⑥サービス・飲食店長、⑦小売・スーパー店長、⑧メーカー・若手社員、そのほかに医師、看護師、教員、国家公務員などです。新型コロナウイルス関連の労災認定の報告もありました。

これらの具体例を踏まえた職場改善の問題提起として①コロナ感染禍の過重労働の改善、②テレワークに内在する過重労働の危険性、③インターバル規制の導入の推進、④仕事のオン、オフを区別するためのルール作りが提案されました。

過労死遺族の体験談は、昨年と同じように、休憩前のシンポジウムの中盤で行いました。

2名のご遺族が登場されて体験談を発言されました。また、1名のご遺族については体験談が代読されました。体験談を聞かれたご遺族は、ひどいハラスメントを受けて過労自死した訴えに、あまりに酷いハラスメントの実態に衝撃を受けられた方も多かったのです。

その後休憩となり、今年度は講演が異なるテーマでA会場、B会場で行うことになり、B会場の参加者は移動をしました。参加した方からの質疑時間を設けるなど充実を図ることを目

標としたものです。

A会場は、北里大学医学部公衆衛生学教授堤純先生が「労働者のストレスとその健康影響職場」とのテーマで講演をされました。1労働者のメンタル自殺、メンタルヘルスの現状、2労働者のストレスに関する研究と対策の動向、3就労に関する自殺のリスクファクター、4職場における自殺対策と影響を詳細な統計や資料に基づいて話されました。新型コロナウイルス感染症の流行に伴うストレス要因に言及され「収入減と雇用不安が将来に関する不確実性を増大、女性・非正規労働者・フリーランス・外国人労働者・自営業者に与えるインパクトが大きい」と説明されました。

B会場は、神奈川県立保険福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究所講師である津野香奈美先生が「パワハラを発生させない職場づくり - パワハラ防止法のその先に」とのテーマで講演されました。厚生労働省の調査では、従業員の32.5%が過去3年間にパワハラを受けたことがあり、受けたパワハラの内容が男性(過大な要求、過少な要求、暴行・傷害)と女性(人間関係からの切り離し、個の侵害)で違いがあるということでした。パワハラによる健康への影響は深刻で、う

つ病や心理的ストレス反応など精神的影響だけでなく、虚血性心疾患、繊維筋痛症などの肉体的影響もあるということでした。パワハラが発生する職場を具体的に説明され、これを防止するために、パワハラが起こるメカニズムを理解し、価値観の違いと人の基本的欲求を理解することを具体的に説明されました。

最後に、A会場では、過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏が、一層の過労死防止対策が必要であると訴え、閉会の挨拶をして、シンポジウムは17時に終了しました。この日の参加者の総数は約245名でした。

【②宮城】過労死等

防止対策推進シンポ

ジウムの報告

芳賀 直

宮城過労死等を考える家族の会

事務局長

2020年11月4日、せんだいメディアテークスタジオシアターにおいて、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催しました。新型コロナウイルス感染症防止対策のため、入場者を半数に制限して開催され、73名が参加されました。記念講演は、2020年6月1日より施行の「改正労働施策総合推進法」に、「職場におけるパワーハラスメント対策」が、事業主の義務となったことで、今年は、地元宮城県で「パワーハラスメント防止」のために、研究や対策に取り組まれている、弁護士の水谷英夫氏（水谷法律事務所）をお招きして学ぶことになりました。参加者は、平日の日中ということもありますが、経営者や企業の労務・人事担当者の参加が多く見られました。良質な職場環境の確保は、「働き方改革」を推し進めるためにも、大切であることが浸透しているからでしょうか。

水谷先生からは、「ハラスメントとコンプライアンス」と題してお話がありました。まずはじめに、今職場で起

っていることとして「過労自殺」「メンタル不全による長期休業者の増加」「職場環境を理由とした離職者の増加」などが深刻な問題になっていること。

ハラスメントの種類も多岐にわたって増えている、上司による「パワハラ」「セクハラ」にとどまらず、同僚間における人間関係のトラブルや顧客からの嫌がらせなど、労働者の働く環境が悪化してきていること。特に、コロナ禍においては、働く環境の悪化が懸念される。ハラスメントは、すべての職場にわたっての課題であり、特に上司がキーパーソンである。対策が進まない原因は、会社の曖昧な対応にあり、自分の会社から「ハラスメント」で苦しむ社員は絶対出さないと決意表明を、社員に約束することが大切である。そのことが、ハラスメント防止の第一歩である。また、社内における「ハラスメント防止」のための研修会を定期的に行い、傍観者を出さない職場環境をつくる。などの取り組みを不断に行うことが大事であるとして終わりました。

参加者の感想としては、具体的な職場の事例なども紹介されながら、わか

りやすいお話で、心のモヤモヤが少し晴れた感じでしたなどの声が寄せられました。

その後、笑福亭松枝さん落語「ケンちゃんの夢」を聞いて、岩手県の過労死の家族からの訴えを聞いて閉会しました。

【③東京】東京・立

川会場の過労死防止

シンポジウム

尾林 芳匡

弁護士（東京）

2020年11月13日（金）の17時30分～19時30分に、「ホテルエミシア東京立川」において、過労死防止対策推進シンポジウム・東京・立川会場を開催しました。

内容は、講演として、天笠崇先生「働き方改革『ハラスメント防止法』時代のメンタルヘルス対策」と題して、先生の研究成果や専門家として意見を述べたりしてきた事例に基づいて、メンタルヘルス全般についてお話いただきました。過労死弁護士と協力して過労自殺やメンタルヘルスに取り組んでこられた実績としては群を抜いている

方で、内容も過労性のメンタルヘルスについての全体像がよくわかるものでした。

三多摩過労死弁護団からは山口真美弁護士が「職場のハラスメント防止対策と過労死―パワハラ法改正を受け」と題して、法改正もふまえパワハラ問題についてお話いただきました。担当したバス運転士飲酒検知事件などは、行政訴訟で業務起因性が認められた事案であり、実際の事件に即したお話でした。

家族の体験談として、さいたま新都心郵便局自死事件の遺族が、労働者災害補償保険審査官における逆転労災認定について語りました。民営化にともなう時間外労働時間数の増加と、年賀はがき販売などの達成困難なノルマを課されたことの心理的負荷を正面から認めたもので、遺族の苦労も含めた体験を語られました。

広報は、チラシを1万数千枚各方面に配布して、コロナ禍の人数制限のもとで、許されるほほいっぱいの、60名以上が参加してくださいました。内容の濃い意義のあるシンポジウムであり、早く、より多くの方に参加していただけるようになってほしいと感じます。

東京・三多摩地域には、高尾に「み

ころも霊堂」という施設があり、独立行政法人労働者健康安全機構が産業殉職者慰霊事業を行っています。毎年秋には、労災遺族や各界代表等が招かれ、産業殉職者合祀慰霊式が行われており、過労死遺族も参加しています。産業殉職者の慰霊とともに、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを誓う式典として、過労死防止推進事業に通じるものがあります。三多摩過労死弁護団では、八王子・高尾は過労死を含む労働災害根絶のための大切な場所であると考え、独自の行事に取り組もうと考えています。

【④三重】初の津以

南（松阪）でのシン

ホ開催

小貫 陽介

弁護士（三重）

三重県は、地理的に南北に長く、また人口も各都市に分散していることから、県庁所在地である津と商業都市であり最も人口が多い四日市とで隔年で開催し、時間帯を変えたりするなどして工夫してきました。しかし、報道されることも少なくなり、また、参加

者の広がりもなかなか見えてきませんでした。そこで、準備前の総会で、人口が少ないもののまだ開催したくない地方の町（松阪、伊勢、熊野等）で開催を考えているが参加者が非常に少なくなるのではないかとこの悩みを相談させていただいたところ、「いいんじゃない。やってみたら」という声力を得て、今年初めて津以南の松阪で開催することになりました。

しかし、各地でも同じだったと思いますが、新型コロナウイルス禍の最中、そもそも開催できるのかという不安のなか、準備を進めざるをえませんでした。

12月1日（火）13時30分～15時45分 松阪商工会議所で開催、終わってみれば来場者は71名、昨年の66名（四日市商工会議所）を上回る結果となり、会場がほぼ満席となりました。なお、松阪へ出張相談に行くと、「読んでみて」と相談者から渡されるくらい、地元松阪（のみ？）に絶大な人気を誇る夕刊三重新聞（HPには、「昭和24（1949）年の創刊以来、郷土紙として松阪地域の多くの皆さまから絶大なご支持をいただいています」とあります。）に広報をしていただく予定で、掲載されればさらに参加者も伸びていたのではないかと思います。



三重会場の様子

が、事前の申し込みが予想以上に多く積極的な来場の呼びかけが感染防止のためには困難とのことで掲載が取りやめとなりました。津以南で開催する目的のひとつが地元住民の方に関心をもっていたいただきたいということがあったため、このことは非常に残念なことでした。

シンポジウムの内容は、三重県労働局長の主催者挨拶の後、例年通り県内のナショナルセンターである連合三重会長とみえ労連議長にご来場いただいたうえ来賓あいさつとして、労働相談の実態や長時間労働だけではなく複合的な負荷が労働者にかかっていること、コロナ関連の労災や医療関係のパワハラ案件も増えてきているなど、

労働の現場からの声を交えてお話しただきました。

そして、三重労働局から、「パワーハラスメント防止措置関係」と題して報告をいただきました。管内の実態を踏まえ、職場におけるハラスメント防止対策が強化された点について説明していただくとともに、「待ちの姿勢」では足りず、アンケートを実施するなどして、現場の状態を把握する努力が必要と強調していただくなど内容も高く評価できるものでした。

その後、過労死のご家族からの報告として、原稿を事前にお預かりしての朗読となりました。本シンポの前身ともいえる三重労働局の後援を受けて開催された「過労死を考える三重県の集い」（2014年）からお世話になってきた名古屋過労死を考える家族の会、その新代表に就任された伊佐間佳子さんにお越しいただく予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が拡大し、県境を越える移動の自粛が呼びかけられていたこともあり、急遽お預かりした原稿での、かつ、プロの司会による整った声での読み上げとなりました。それでも、アンケート結果から「事実の声が今一番大切だと思う」、「現実を痛感しました」、「現実起こってしまった事から何を教訓として未来

へつないでいくべきなのを考えさせらるるきっかけになると思う。」といった声が集り、当事者の方からでしか伝わらないものがあるということ、また、シンポにとって欠くことのできない必須の要素であると改めて感じた次第です。

最後に基調講演として、疲労研究が専門の天理大学教授近藤雄二さんに「いのちと精神を脅かすパワハラ・過労死をなくす働き方を目指して」と題してご講演いただきました。疲れが生じる要因を詳細に指摘されるとともにストレスと身体不調との関連やストレスへの対応、健康生成力を強めることなどが重要、「働く者のいのちと健康を第一にする価値観」を大事にする企業と社会とする価値観の転換が必要と強調され、参加者からも、「疲れから過労死等につながっていく、メカニズムがよく理解できました」、「パワハラや過労死がなくなる原因の1つとして古い社会体制や世代間のギャップがあり、改善の道のは遠そうだなと思いました」といった感想が寄せられました。「労務管理の参考にしたい。」（参加したきつかけ：71%）として来場された会社員の方が多かったようでしたが、こうした方にも過労死を身近な問題と考え、今後の参考に



近藤教授の講演の様子

していただける有意義なシンポになりました。

なお、労働局との事前打ち合わせに同席した際、監督課の課長が交替するたびに出るのが、「労働組合のあいさつは要るのか?」、「ほかではどうなっているのか?」という話題です。無然と「最初からお願いしています。」と抵抗を示すのですが、第1回の2015年から来賓として、2つのナショナルセンターの代表自らお越しいただき、毎回それぞれ自らの経験を踏まえた率直な来賓あいさつをいただけてきたこと、過労死等防止対策推進法の基本理念（法3条2項）「その他関係する者の相互の密接な連携の下に」にも合致すると考えることから、

来年以降も引き続きお招きできればと考えておりますし、同時に多様な団体（商工会議所等の経済団体）に挨拶をいただけないかと考えております。労働局は、当初、シンポへの労働局の講師の派遣に難色を示していたほどでしたが、回を重ね、次第に講師を出していただけるようになりました。参加者も労働局など行政機関からの案内によつて参加される方が増えてきたのですが（今回参加者71名の内30名）、一方、労働局と協力団体との力関係について悩みが出てきました。確かに行政の予算面や運営面での甚大な力は大変有難いのですが、「他の地域ではやっていないのだから」と押し切られないためにも、また、参加者のさらなる増加にもつながり得ることから、他地域におかれても各地のナショナルセンターや労働組合等多様な団体へ来賓あいさつや講師の派遣を依頼することを検討いただければ助かります。

【⑤京都】2020

年過労死防止シンポ

ジウム職場のハラスメント対

策が大きな課題へ増え続ける
労災被災者

新谷 一男

働くもののいのちと健康を守る

京都センター 事務局長

2020年度の過労死防止対策推進シンポジウムの京都会場は、12月20日池坊短期大学のこころホールで開催されました。今年企業によるハラスメントの対策が法律で求められる状況を受けて、「ハラスメントによる労働者の苦悩と過労死」と題して、金沢城



京都会場の様子

北病院精神科の松浦健伸医師が記念講演を行いました。

開会あいさつした京都労働局の榎野順三労働基準部長は「働きすぎによる労災申請も認定件数も増加している。

特に職場のハラスメントが深刻で労働者保護の対策を強化するために開催した」と強調しました。続いて協力団体

である過労死防止京都連絡会・労災被災者家族の会の中嶋清美さんは「過労死に対する理解を深める機会とした。過労死のない社会の実現のためみなさんと考えたい」とあいさつしました。

裁判をしてやっと過労死が認められた過労死ご遺族・支援団体からの体験談の発表は、舞鶴市で息子をハラスメントと長時間労働で過労自死した事件

が、監督署段階では認定されず不支給になり、裁判となった事件について報告がありました。母親は体調を崩し参加できませんでしたが、裁判を支援する会の事務局長が、審査請求も再審査請求も労災と認められず、福井県地方裁判所でやっと労災認定された経過を説明し「母親が裁判をあきらめたかったら、息子さんの死は労災ではなかったということになっていた。裁判でやっと行政の処分は、不当だったこ

とが立証された。亡くなってから長い年月がかかって認められたが、息子さんはもう帰ってこない。行政の段階でしっかりと認定するべきだった」と訴えました。

職場でのハラスメント対策が必要

シンポジウムでは、最初京都労働局が「職場におけるハラスメント防止対策の強化について」と題して、ハラスメントの現状と課題について触れ、改正労働施策総合推進法に基づいて解説しました。パワーハラスメント防止措置に対する、国、事業主及び労働者の責務の明確化。事業主に対するパワーハラスメント防止のため相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じること、が義務付けられたことを詳しく説明しました。

記念講演の松浦健伸医師は、ハラスメントと心の病についていくつかの事例を紹介しながら、ハラスメント被害のメカニズムについて、どのような心理状態なのかを詳しく紹介しました。ハラスメントの問題は「個人間だけでなく、職場内でも収まらず、地域社会・歴史の中に位置づけながら予防を考える必要があるのではないかと指摘しました。ハラスメントの体験がトラウマとなり、フラッシュバック

が起きるのかについて、その時の脳の働きや状態を解説し、神経細胞のダメージにつながるようになりました。次に、ハラスメントの行為者について、どういう特性がありどんな要因があるのか、なぜ繰り返すのかについて説明しました。防止策についても言及し「中間管理職も支えられるべき存在だ」と指摘しました。ハラスメントのない職場づくりに必要なこととして、発達障害のある労働者にもふれ、労働者が個人として取り組むこと、職場として取り組むことを整理して説明しました。そして、「事業主や管理者、中間管理職や労働者は、どういう職場にしたいのかを対話して、目標にすることが重要だ」「過労死のない健康で働き続けられる職場づくりを目指そう」と閉めくくりました。

【⑥佐賀】過労死を

幅広い世代で考えて

みたー佐賀会場か

らの報告ー

松永 敦彦

はたらくもののいのちと健康を守る

ネットワークさが事務局

1 主催者あいさつをした佐賀労働局長は、令和元年度に調査を実施した361事業所のうち45事業所で時間外労働が100時間を超える例があったこと、パワハラ・いじめの相談が583件で前年比3.9%増となっているなどの現状を報告し、過重労働解消に向けて、指導や立入調査、労働者からの相談活動などに取り組んでいると述べました。

2 基調講演をした松丸弁護士は、過労死の事例を紹介しながら、長時間労働の危険性を指摘しました。労働基準法が「岩盤規制」として働いていなかったり、過労死ラインを超える三六協定が存在するなどの現状を指摘しました。労働時間の適正な把握なしには労働時間の規制は死滅すると述べ、働き

方改革の中での三六協定の上限規制、協定内容の情報開示が過労死をなくするために重要と述べました。

3 基調講演後には、リレートークの時間を持ちました。登壇者は、過労死ご遺族のMさん、コープで配送業務をしている男性、明日から定期試験という女子高校生、松丸弁護士の4人で、司会は私が担当しました。リレートークのねらいは、①コロナ禍での働き方の変化を考える、②リモートワークなど変化する働き方で注意することを考える、③ワークルールの重要性を考える、と私なりに設定しました。

最初に、Mさんに夫を過労で亡くした体験を述べていただきました。突然、夫を失った悲しみ、疲れた夫が仕事に行くのを止めきれなかったことなどを伺うと、つらい気持ちになります。コープで配送業務をしている男性は、コロナの影響で配送量が増え、通勤時間を含めた長時間の運転で疲れや眠気を感じるようになったと報告しました。後日、男性は職場の会議で長時間運転を改善するよう提案したそうです。

高校生は、働いた経験がないのでご遺族の話が身近なものに感じられな

かったと言いながらも、将来働くようになったときのためにワークルールを学びたいし、労働局の方にはその機会を作ってほしいと述べました。正面で聞いていた佐賀労働局長がちよつとうなづいたように見えました。

リモートワークにおける注意点については、松丸弁護士が、労働時間の把握が大事、勤務時間以外で業務のメールを送らない、つながらない権利も大切と強調しました。

【⑦熊本】熊本シンポ
の「報告

菅 一雄

過労死防止熊本県センター

準備会構成員・弁護士

今年の熊本での啓発シンポは、2020年11月27日13時30分から15時、熊本市水前寺共済会館において開催されました。

基調講演として、櫻澤博文氏(医師、合同会社パラゴン代表、労働衛生コンサルタント)を講師として「コロナ禍時代、リモートワークに伴う過労死予防のあり方」についてご講演いただきました。

ご遺族の体験報告として、佐戸恵美子氏(東京過労死を考える家族の会)からご報告をいただきました。悲痛なご報告でした。シンポの構成として、ご遺族のご報告を最初に置くほうがよかったですと個人的には感じました。

2020年は、熊本県センター準備会は、主要メンバーの体調不良のため、完全に活動が停止し、啓発シンポにも取り組めませんでした。今年も準備会のZoom会議も再開し、シンポの準備も始めております。

2020年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果

都道府県	2020年度 参加人数	2019年度 参加人数	前年度か らの増減	開催日	開催時間	会場名
北海道	91	170	-79	11月27日(金)	13:30~15:30	ホテルポールスター札幌
青森	82	112	-30	11月18日(水)	18:00~20:00	ハートピアローフク
岩手	61	110	-49	11月20日(金)	13:30~16:00	岩手教育会館
宮城	73	122	-49	11月4日(水)	13:30~16:00	せんだいメディアテーク
秋田	39	84	-45	12月3日(木)	13:30~16:00	秋田市にぎわい交流館A U
山形	80	82	-2	12月1日(火)	13:30~15:40	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング
福島	49	44	5	11月10日(火)	14:00~16:00	キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ)
茨城	46	38	8	11月9日(月)	13:30~16:00	つくば国際会議場
栃木	75	143	-68	11月16日(月)	14:00~16:15	栃木県総合文化センター
群馬	66	87	-21	11月5日(木)	13:30~15:30	ビエント高崎
埼玉	90	128	-38	11月24日(火)	14:00~16:30	ソニックシティビル棟4階市民ホール
千葉	60	102	-42	11月30日(月)	14:00~16:20	千葉県経営者会館
東京中央	245	340	-95	11月11日(水)	14:00~17:00	イイノホール
東京立川	62	95	-33	11月13日(金)	17:30~19:45	ホテルエミシア東京立川
神奈川	85	213	-128	11月4日(水)	13:30~16:30	日石横浜ホール
新潟	55	79	-24	11月19日(木)	14:00~16:30	朱鷺メッセ
富山	67	96	-29	11月26日(木)	14:00~17:00	ポルフォートとやま
石川	77	67	10	10月29日(木)	14:00~16:30	金沢商工会議所
福井	52	94	-42	10月27日(火)	13:30~16:00	福井県国際交流会館
山梨	70	68	2	11月25日(水)	18:30~20:40	ベルクラシック甲府
長野	50	85	-35	11月30日(月)	13:30~15:30	JA長野県ビル
岐阜	104	95	9	11月4日(水)	13:30~16:00	じゅうろくプラザ
静岡	91	93	-2	11月4日(水)	13:30~15:30	静岡市民文化会館
愛知	90	160	-70	11月17日(火)	14:00~16:00	名古屋国際センター
三重	71	66	5	12月1日(火)	13:30~15:30	松阪商工会議所
滋賀	52	67	-15	11月6日(金)	13:30~16:00	草津市立まちづくりセンター
京都	85	86	-1	11月20日(金)	13:30~16:20	池坊短期大学
大阪	140	368	-228	11月16日(月)	14:00~16:30	コングレコンベンションセンター
兵庫	83	295	-212	11月5日(木)	14:00~16:00	兵庫県民会館
奈良	61	68	-7	11月13日(金)	14:00~16:20	奈良商工会議所
和歌山	74	82	-8	12月4日(金)	13:30~15:45	和歌山ビッグ愛
鳥取	64	115	-51	11月24日(火)	13:30~15:30	倉吉体育文化会館
島根	140	156	-16	11月25日(水)	13:30~15:30	島根県立男女共同参画センター あすてらす
岡山	76	93	-17	11月26日(木)	14:00~16:00	岡山国際交流センター
広島	77	61	16	11月9日(月)	14:00~16:00	広島YMCA国際文化センター
山口	96	169	-73	11月20日(金)	13:30~16:30	宇部市文化会館
徳島	118	120	-2	11月19日(木)	13:00~15:00	徳島大学
香川	86	29	57	11月27日(金)	14:00~16:00	かがわ国際会議場
愛媛	54	175	-121	11月30日(月)	18:00~19:30	愛媛大学
高知	53	116	-63	11月24日(火)	13:30~15:30	ちよテラホール
福岡	69	92	-23	11月6日(金)	18:30~20:30	天神クリスタルビル
佐賀	37	252	-215	11月18日(水)	18:30~20:30	アバンセ
長崎	56	76	-20	11月21日(土)	14:00~16:20	NBCソシア
熊本	52	53	-1	11月27日(金)	13:30~15:00	水前寺共済会館グレースシア
大分	120	204	-84	11月5日(木)	14:00~16:00	大分全労済ソレイユ
宮崎	76	135	-59	11月17日(火)	18:30~20:00	宮日会館
鹿児島	66	81	-15	12月4日(金)	13:30~15:30	TKPガーデンシティ鹿児島中央
沖縄	35	87	-52	12月10日(木)	17:30~19:30	沖縄青年会館
	3701	5753	-2052			

◆特集2 2020年度 各地の過労死防止啓発授業

過労死防止法及び大綱に基づく「教育を通じた啓発」の一環として、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発授業」(学校への講師派遣支援事業)が平成28年度から始まり、当センターは可能な限りの協力を行っています。

4年目の2019年度は、全国で175回(内訳は中学校4、高校70、専門学校15、短大3、大学83)で、合計19,298人が受講しました。地区別にみると、北海道地区13、東北地区7、関東地区86、中部地区17、近畿・北陸地区44、中・四国地区6、九州地区2でした。

5年目の2020年度は、コロナ禍の中で申込みが減ったりキャンセルが増えるなどしましたが、それでも全国で161回(内訳は中学校21、高校69、専門学校23、短大1、大学47)で、合計14,708人が受講しました。地区別にみると、北海道地区6、東北地区0、関東地区92、中部地区31、近畿・北陸地区25、中国・四国地区4、九州地区3でした。

本号では、2020年度に啓発授業を担当した5人の方(遺族・当事者2人、弁護士2人、社会保険労務士1人)からの報告を掲載します。

【北海道】過労死防止啓発授業を担当して

島田 度

過労死等防止北海道センター

弁護士(北海道)

北海道センターの副代表幹事をしています。弁護士の島田です。

北海道センターは2018年(平成30年)7月に発足し、今年で3年が経ちました。

私も、これまでいくつかの学校で過労死防止啓発授業を担当させていただいています。

啓発授業はどれも思い出深いものですが、私が個人的にひととき印象に残っているのは鹿追高校という道東の高校での授業です。

道外の方はなかなか実感できないかもしれませんが、北海道という土地はとにかく広大で、札幌から鹿追高校までは、同じ道内なのに、JRの特急で約2時間強、そこからさらにタクシーで30分かかるところにあります。

鹿追高校の「最寄り駅」である新得駅は、広瀬すず主演で話題となった朝ドラ「なつぞら」の舞台となった土地である、といえは少しはイメージが湧くでしょうか。駅を降りれば、地平線まで雄大な農地が広がる風景です。

そのような土地での授業ですので、早朝に出てお昼頃に学校に着き、午後一番で授業をして帰路についても自宅に帰りつくのは夜、という強行軍になります。



蕎麦粉ビール

それでも、授業で鹿追町の学生たちのキラキラした感性に触れると、「来年も来たい」と思えてしまい、帰りの車中の蕎麦粉ビールもぐいぐい進みます(新得は蕎麦の名産地)。

啓発授業を重ねてみての感想ですが、やはり、なんといっても過労死ご遺族の話が生徒さんたちに与える影響、感銘力が極めて大きいということが実感されます。

実は、啓発授業を始めてみた当初は、先生方において、過労死ご遺族のお話について慎重あるいは消極的な姿勢を示されることが多くありました。

もちろん生徒さんたちのことを慮ってのことではありますが、実際のご遺族の話を聴くことで、生徒がショックを受けるのではないかということに気がされることがあったのです。

しかし、先生方との協議を重ね、少しでもご遺族のお話に触れることができるように授業の組み立てを工夫してみたところ、生徒さんたちのアンケートではご遺族のお話のインパクトが絶



啓発授業を実施した鹿追高校の体育館

大で、もっと話を聴きたかった、という声が多数寄せられる結果となりました。このアンケート結果があつたため、次の年度の啓発授業のプログラムではご遺族のお話の時間を増やすようにできたこともありました。

こうして、現場の先生方との協議と実践を重ねることで啓発授業の自身がより良いものにしていくことはうれしいことだと思えます。

一方で、新型コロナウイルスは啓発授業の実施にも深刻な影響を及ぼしています。2020年度は、当初予定されていた啓発授業のいくつかが中止に追い込まれました。

ただ、社会や教育現場も次第に新型コロナウイルスへの対処ができるようになった年度後半は、いくつかの授業

を実施することができました。

先述の鹿追高校も、昨年末にまた声をかけていただき、感染防止のため体育館を会場として授業を実施することができました。

これからもしばらくは大変な時期が続くと思いますが、これまで積み重ねてきた啓発授業の灯を絶やすことなく、さらにより広げていければと思っています。

【東京・山梨】啓発授業のご報告

飯塚 盛康

NPO法人デーセント・ワークへの扉
2020年度に初めて啓発授業で話す機会をいただきました。

1 最初に2020年の6月に日本でホテル等に就職するための留学生が入る専門学校から、日本で働くために知っておいて欲しい労働法と社会保険について話して欲しいとのこと、労働法は弁護士が、社会保険は社労士の私が話をしました。

主に健康保険と年金、雇用保険について説明しましたが、注意点として会社「外国人は社会保険や雇用保険には入れない」などと言うことがあるの

で、その時は年金事務所に相談に行くことを話しました。

また、年金は日本が母国と社会保障協定を結んでいけば、加入期間が母国での加入期間に算入されること、もし協定を結んでいなければ脱税一時金をもらえるので、掛け捨てではないことも話しました。

初めての啓発授業は6月12日から16日の連続5日間と22日の計6日間、コマ数で10コマ担当したので、後半は資料を見なくても話せるくらいになりました。

2 次に2021年1月のコンピュータ専門学校での啓発授業は、学校に掲示されている求人票をもとに、給与や労働時間について話しました。

会社は上限時間以上に残業をさせられないこと、残業代を全額支払う義務があること、セクハラやパワハラを防止する義務があるので、そのようなことが守られずに困ったら、労働組合、行政の相談窓口、弁護士などに相談するように話しました。

3 最後に2021年3月に山梨県の2つの高校で「高校生のためのワークルール」と題して話しをしました。なお、山梨県で啓発授業をやるのは今回が初めてです

はじめに、労働法は働く人を守る法



山梨県立青州での授業の様子

律であることとして、会社が一方的に解雇や給与をさげられないこと、1日8時間、週40時間以上働かすことはできず、もし残業をさせるなら36協定という協定を労働者の代表と結ばなければいけないことなどを話しました。

労働時間は未払い残業代の請求だけでなく、長時間労働で病気になる時に必要になるので、会社の記録の他に自分で記録することが大事である、具体的には出勤時と退勤時に会社のPCから自分のスマホに「今出勤した」「仕事が終わった」などのメッセージをメールすることが客観的な証拠になると話しました。

最後にブラック企業に就職しないために①新卒採用者の離職率 ②過去に過労死、サービス残業、セクハラ問題がないか ③残業時間や有給休暇の取得日数に異常がないか ④求人票に記載された待遇と実際の待遇が大きく異

ならないか ⑤労働組合があるかを調べて就活をすることが大事だと話しました。

4 初日の高校の啓発授業が、その日のNHKの夕方のニュースと翌朝のニュースで放送されました。ニュースの中で高校生が参考になったと言ってくれていて、やってよかったと思いました。

【東京】 過労死防止 啓発事業 講師経験 感想文

木谷 晋輔

東京過労死を考える家族の会 啓発事業の講師は、一般的に弁護士と過労死遺族という組み合わせが多いかと承知しています。この点、私は遺族ではなく、親友を過労死で亡くし、自分自身が過労から精神を病んだ経験有するという少々変わった立ち位置からお話しさせていただいています。そういった微妙な立ち位置から、果たして自分自身が本事業の講師として適切なのだろうかと考えたり考えなかったり。ほら、事業名に過労死についてるし。いや、遺族じゃなきゃダメな

わけじゃないんだろうし。だから自分が話してたりするわけなんだけど、でも遺族の方がって思ったり思わなかったり。

なんですが、ありがたいことに毎年特定の先生からリピートで指名いただいてお話しさせていただいています。学生からすごく評判いいんですよ。学生からお話聞くんですが、基本的には深いんで鶴呑みにはせず、とはいえリピートで指名いただけるということは本当に評判がいいのかなどか思いつつ。たまにフィードバックいただいても鳥頭なので忘れてしまうんですね。

そんななか、今年いただいたフィードバックの内訳をみてびっくりしました。いや、前からそうだったのかもしれないんですが、713件中、非常に役に立ったが550件、役に立ったが160件、あまり役に立たなかったが3件、役に立たなかったが0件。ポジティブ99.6%、ネガティブ0.4%。やらせ疑うレベル。一般論としてどれだけ良い話であったとしてもおよそ1割から2割程度はネガティブな反応を示すものだと考えています。完全にイレギュラーです。たぶんやらせではないと思うので、それだけ学生にとって関心が高く、響くところ

があるということがうかがい知れます。一緒にお話ししてくださる弁護士が素晴らしいというのもあるでしょう。私も足を引く張らずにいれるのなど。この結果を見るだけでも、啓発事業で学生たちに言葉を向けてよかった、これからもできる範囲で伝えていければと思いました。

実のところ、いまだに人前で自分の話を話すことに抵抗がないことはないんです。ですが、こうして未来の日本を担っていく若者たちに役立つところがあるのであれば、これからは話し続けていく価値があると思えます。いっぞやの学生のコメントに、「木谷さんには悪いけどこれからも話をしたいってもらいたい」というものがあつたことは鳥頭にも刻み込まれています。また、コメントを一つ一つ読んでいくと、具体的にどういいう話が学生に響いたのかが見えてきます。また、ネガティブリアクトにこそ改善すべき観点が見えます。伸ばすべき点、顧みるべき点が可視化され大変参考になります。

これからも微力ながら若者たちの未来へのお力添えができればと思います。

【福岡1】 啓発授業 は着実に過労死防止に繋がっているという 実感

八木 大和

弁護士(福岡)

九州、福岡での啓発授業数は、まだまだ少ない状況ですが、少しずつ定着しています。昨年は、コロナ禍の中、西南学院大学と麻生医療福祉専門学校の2校、合計3クラス、合計約350名の学生さんに授業をしました。いずれも福岡家族会の代表である安徳晴美さんとのペアです。

授業前は少々緊張します。「伝わるように話せるか。」「ポイントをわかりやすく伝えたい。」「関心を持ってもらえるような授業ができるのか?」と力が入ります。授業が始まるといつい熱が入り、いろんなことを話したくなります。私は、司法浪人をしているとき、大学予備校で小論文を教えていました。意外と人気講師でした(笑)。そのときのことを思い出し、沢山いる生徒であっても、こちらを見ている生徒の目をできる限り見ながら話すよう

に心がけています。「大勢に向けて声を発しているんじゃないよ。あなたたち一人一人に伝えたいんだよ。」そういう気持ちを目線に込めます。見られた生徒がどう感じたかを想像すると背筋が寒くなるのであまり考えないようにしますが(笑)、とにかく、授業中は必死です。

私のパートが終わると安徳さんに引継ぎます。私は授業を終えた安堵と「あそこでこう言えばよかった・・」などと反省しながら、安徳さんの話を聞きます。すべての授業が終わると、「ちゃんと伝わっただろうか。」と不安になります。その場で回収されたアンケートを見せていただくと、その不安は解消します。

以下に、西南女学院大学の学生の授業後のアンケートを少しご紹介しします。

・労働基準法を知っているつもりでいたけど意外と間違っただけで覚えたことが結構あったので、知ることができて良かったです。

・過労死の怖さを痛感しました。日本の社会は労働について少し厳しすぎると思います。外国では定時退社は当たり前前の所も多いのに、日本では定時で帰る人に対する視線が痛いのではない

かと考えます。こうしたことが無くなつて過労死する人がなくなつたらいいなと思います。

・情報や知識を持つているのと持っていないのでは、大きな差があるのだと強く感じました。これから就職するうえで他人事ではないので、気を付けようと思いました。

・いままで労働基準法など詳しく知らなかったこともあり、あまり気にしたことがなかったが、実際あつた過労死のお話を聞き、自分だけでなく、家族のためにもしっかり理解していく必要があると思つた。

もちろん、ご紹介した以外にもアンケートの中には素っ気ない感想もありますが、多くの学生がこの「過労死」という問題を「我が事」として関心を寄せてくれたことが実感できます。もはや若くない私は、若い世代の人々が働くことについて何を望み、どう思っているのかはニュースなどでしか知ることができませんが、このアンケートとみると、働くことで命や健康が奪われることがあつてはならないという気持ちや、世代を問わず共有できることが実感できます。この啓発授業の取り組みは、健康で働くことは、人が人として生きていくために重要なことだと

理解してもらえらる場として広がっています。九州でも、もっと啓発授業を聞いてくれる学生を増やしていこうと思っています。

【福岡2】過労死防

止啓発授業の講師を

経験して

安徳 晴美

福岡過労死を考える家族の会 代表

2019年10月、2020年10月

西南女学院大学、2020年12月麻生医療福祉専門学校で啓発授業をしました。

夫は福岡県立高校の英語教師でした。優しい家族思いの夫は2002年1月、勤務中に高血圧性脳出血のため倒れました。41歳。それから15年の間、一度も意識を回復しないまま、2017年3月3日に静かに息を引き取りました。56歳でした。夫の死は日々の過重過密な勤務の末の発病が原因とされ、長い闘いの後に公務災害に認められました。過労死です。

最初にこの啓発授業の依頼を受けた時は正直悩みました。当時の事は思い出すことも辛く心にゆき場のない怒り悲



西南女学院大学での授業の様子

しみだけが膨らむだけだと躊躇しました。

しかしその私の心を変えたきっかけは夫の遺した言葉でした。

「NEVER GIVE UP」
「KEEP ON SMILING」
「あきらめるな、いつも笑って」

それは現役時代の夫が、生徒たちに必ず伝えていたメッセージでした。夫は病床から必死に生き「あきらめるな」をずっと発信し続けました。その思いを繋ぎ若い学生さん方に過労死しない働き方を考えてもらおう。日々を笑顔で過ごしてもらいたい。夫のことを話すことがそのきっかけになるならと夫の言葉に背中を押される形で私は



麻生医療福祉専門学校での授業の様子

話すことを決めました。

授業の中では、学生さんが就職し仕事をすることで使命感、責任感から追い込まれることのないように。そして守られるべき労働条件が奪われ、過労へ繋がる事のないように以下のことを伝えました。

「睡眠さえ十分とれない不当な長時間労働と、人を傷つける言動に人は病み、正常な判断能力を失います。過労死は防げる死です。」

「職場にあなただけの代わりはいても、大切な家族のあなたの代わりはいない。」
「疲れたら休む勇氣。辞める勇氣。またいつもと違う様子の人がいたら声をかける勇氣。」
「命より大切な仕事はない。」

事後、学生さんから感想をいただきました。

過労死を他人ごとでなく自分のこととして考える機会になった。命と健康を最優先に考え働き、行動したという思いを持ったという感想が多く心に届いたと嬉しく思いました。社会へ出る前の学生さんへ「労働問題、労働条件に関する啓発授業」での遺族の話は、過労死をしない働き方への意識改革に必ず繋がると信じています。

これからも若い命が働きすぎにより奪われることがないように、過労死防止等に繋がる啓発授業を続けていこうと思います。

＜編集後記＞

今号も、大変お忙しい中、執筆者の皆様にはたくさんの原稿をお寄せいただき、ありがとうございました。

コロナ禍により全国ニュースの発行ができず、前号(第9号)を発刊した2020年1月から約1年半後の全国ニュースとなりました。未曾有の感染症の拡大により、2020年春頃より様々な社会活動が制限されることになりましたが、このような状況の中でも全国で活発な活動が行われてきたことを知り、大きな刺激を受けました。大変充実したニュースとなったことを編集者としても嬉しく思います。

テレワークや災害等の非常時における長時間労働の問題など、コロナ禍によって浮き彫りになった課題もあり、今後の取組みの重要性を感じました。過労死をなくするための取組みをより一層広げていきましょう。(清水 亮宏)